

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

〒341- [REDACTED] 埼玉県三郷市 [REDACTED]

下記理由にて反対の立場を表明させていただきます。

1.利用エリアに対する過度の使用料

UHF 帯の RFID 機器の利用状況は 5m以下(せいぜい 10m程度)利用でしかない。それで、極狭いエリアでの利用に過ぎないのに、高額の税金を取るのには、利用面積あたりの税金で不公平感があるのではないか。

2.活用の阻害

RFタグ普及の障害により、ユビキタス社会(国民の安全、快適な社会)の実現を阻害することとなる。

ユビキタスの時代が来ると、大量の機器類が使用されることが想定され、膨大な機器類から税金をとる形になる。(税金がマイナス要因となり、広範囲な活用を阻害する)

例:携帯電話に RF タグのリーダーが載せられる時代が来て、一台ごとに大きな税金がかかることになると広範囲な活用は阻害される。(13.56MHz では実現化が進みつつある)

3.海外企業との競争力

UHF 帯の RF タグの市場は、チップをはじめとする、ビジネスの大きな部分は現在海外メーカーに抑えられている。

そのような中でリーダーライターに税をかけることによって、産業インフラコスト高により国際競争力低下が発生し、ひいては国内ユーザー企業の負担が大きくなる。

(現状はベンチャー企業が多く、将来の大規模産業育成の障害となる)

4.二重徴収の可能性

さらに、UHF 帯についての免許がどうなるかはっきりしていない状況ではあるが、型式指定などによる課金と合わせて二重課金となる恐れがある。

以上